

那覇とま〜るクーポン 利用方法

身分証の写しの提出がない場合は割引が受けられませんが、**「那覇とま〜るクーポン」**の提出が必須です。



チェックイン時に、市内在住であることを証明できる身分証の写しを提出。

利用者ご自身で対象宿泊施設へ直接電話にて予約する。
予約時に「クーポン利用を希望」「市内在住である」旨を伝える。



フロントよりクーポン券(飲食・お土産)を受け取る。



クーポン券を受け取ったら、市内のお店へ Let's GO!

※「那覇とま〜るクーポン」事業は、予算上限に達し次第販売を終了いたしますので、予めご了承ください。

お得に泊まれる！ 「那覇とま〜るクーポン」



宿泊料金が割引になり、飲食店およびお土産品店で利用できるクーポン券がもらえる「那覇とま〜るクーポン事業」が開始しました。

この機会に、ぜひ那覇の街を満喫しませんか。詳しくは「那覇とま〜るクーポンポータルサイト」をご確認ください。

【対象】那覇市民(那覇市に住民票がある人) ※クーポン券の配布状況によって、対象を市民から県民へ拡大する可能性もあります。

■利用方法

登録宿泊施設に電話で予約していただき、チェックイン時に宿泊施設のフロントで登録

録飲食店・お土産品店で利用できるクーポン券をお渡しします。

■利用期間・金額

【宿泊割引】

9月22日(火)チェックイン分まで、5千円(税抜き)を上限に宿泊料金を割引します。

【飲食・お土産クーポン券】

チェックインから3日以内に、飲食店およびお土産品店でそれぞれ千円(税抜き)以上のお会計で、千円割引として利用可能。
※9月22日(火)チェックインの場合は9月24日(木)まで利用可能。

観光課 ☎862・3276

那覇の飲食店を応援しよう！ クラウドファンディング 「みらい飯」



新型コロナウイルス感染症の影響を受けた飲食店を応援するため、クラウドファンディングを利用した「地域飲食店応援プロジェクト」「みらい飯」を実施しています。指定した店舗の支援金額にプラス10%分のお食事券を購入することができます(例：1万円で1万1千円分の食事券を購入)。みなさんも一緒に飲食店を応援しませんか。詳しい応募方法については「みらい飯 那覇」で検索。
応援募集期間▼8月14日(金)まで

那覇商工会議所 ☎868・3758

- 1 専用サイトより金額とお店を選択。金額は3,000円～100,000円まで自由に選べます。
- 2 応募期間終了後、9月1日より選択したお店から10%プレミアム付お食事券を受け取る。
- 3 お食事券を利用して、楽しく食事をしましょう！
※受け取ったお食事券の利用期限は2021年1月31日までとなります。

特別定額給付金(10万円)の申請はお済みですか？

新型コロナウイルスの対策として、市では5月26日から郵送による特別定額給付金の申請受付を開始しています。

申請期限は **8月25日(火)(当日消印有効)** です。期限内に申請がない場合には、支給ができなくなりますので、申請がまだの人はお早めに手続きを行うようお願いいたします。

【申請書提出前のチェックリスト】

- 添付書類(本人確認書類等)がそろっているかの確認。
- 記載項目に記載漏れ、誤りがないかの確認。

特別定額給付金室 ☎917・1682



相続

遺言

成年後見

登記

裁判



「相談してよかった!」とっていただけるよう、**親切で丁寧な対応**を心がけます。

密接な関係がある「法律」と「不動産」

この2つに関わる資産手続は特に注意しなければなりません。当事務所は、これまでに多くの「法律」と「不動産」に関する手続を受託し、解決のお手伝いをしてまいりました。長年培ってきた経験と知識を活かし、諸手続を幅広くサポートいたします。

様々なご依頼に対応します。問題が大きくなる前にはまずはお気軽にご相談下さい。

- ◆相続手続の一括サポート ◆遺言書の作成(公正証書遺言) ◆不動産に関する登記手続(相続・売却など)
- ◆裁判手続(訴訟代理・家裁書類作成) ◆借金問題(債務整理・自己破産)
- ◆会社に関する登記手続(設立・変更など) ◆相続・成年後見・法律に関するご相談 など



司法書士
布田 芳郎

相続・成年後見・法律手続
の専門事務所

布田(めのだ)司法書士事務所

☎098-833-9811

那覇市壺川3丁目1番地10(那覇眼科隣り)《壺川大通り沿い「壺川駅」より徒歩4分》FAX:098-833-9938 沖縄県司法書士会 所属